

全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所開設

毎年、6月1日は「人権擁護委員の日」です。

県人権擁護委員連合会および大垣人権擁護委員協議会では、人権擁護委員制度の周知徹底と人権思想の普及高揚を図ることを目的に、全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所を開設します。

いじめ、体罰、女性や障がい者に対する差別など、家庭内（夫婦、親子、結婚、離婚、扶養、相続など）、近隣間のもめごと、悩みごとなど、身近なことで困っていることがあれば、人権擁護委員が相談に応じます。

また、相談は無料で秘密は厳守しますので、どなたでもお気軽にご利用ください。

■相 談 日 6月5日（水）13時～16時

■場 所 町老人福祉センター 2階 生活相談室

■相談担当者 町人権擁護委員

問 大垣人権擁護委員協議会事務局 ☎78-3347（代表）
住民人権課 ☎32-1104（直通）

国民年金保険料の免除・納付猶予期間がある人へ ～追納制度～

国民年金保険料（以下、年金保険料）の免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、年金保険料を全額納めた人と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受取額が少なくなります。将来受け取る老齢基礎年金を増やしたい場合は、「追納制度」ご利用ください。

追納制度とは、免除・猶予などの承認を受けた期間の年金保険料を10年以内であれば遡って古い月分から納める（追納する）事ができる制度です。※

ただし、その承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の年金保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますのでご注意ください。

※一部免除（年金保険料の減額）の承認を受けた期間は、承認後の納付すべき年金保険料が納付されていなければ追納はできません。



問 住民人権課 ☎32-1104
大垣年金事務所 ☎78-5166
平日8時30分～17時15分

岐阜県古代・中世寺院跡総合調査にご協力ください

県では、安土桃山時代以前の寺院跡を保存・活用するため、寺院の歴史や文化財等を把握する総合調査を昨年度より開始しました。

現地で建物跡などを調べたり、測量調査などを行います。ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

期 間：5月上旬～6月下旬（予定）

場 所：町内の寺院およびその周辺



問 県文化財保護センター ☎058-237-8550

▲ 測量の様子